## 平成29年度管内いじめ・不登校対策協議会

# いじめ事案における初期対応において校内で共通理解しておくこと

野依 康孝

平成29年8月24日(木) 13:00~ 中津市三光公民館

中津市教育委員会学校教育課支援係

## 本日の内容

①いじめ事案の組織的な対応

②いじめ事案の初期対応の具体的手立て

## 挙手で回答をお願いします

Q1

授業中に先生に指されたが、答えられないAさんにBさんが「こんな問題もわからないの」と言った。Aさんはショックを受けて下を向いてしまった。

O いじめ ×いじめではない

Q2

AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で傷ついた。

O いじめ ×いじめではない

## 解説

```
(Q1):(
(Q2):(
```

## 【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- ○「いじめ」に当たるか否かの判断は、<u>表面的・形式的にすることなく、</u> いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- ○いじめの認知は、<u>特定の教職員のみによることなく、</u> 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

## いじめに組織的対応を求めている背景(文科省説明資料より)

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが 見られる。

○ 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる

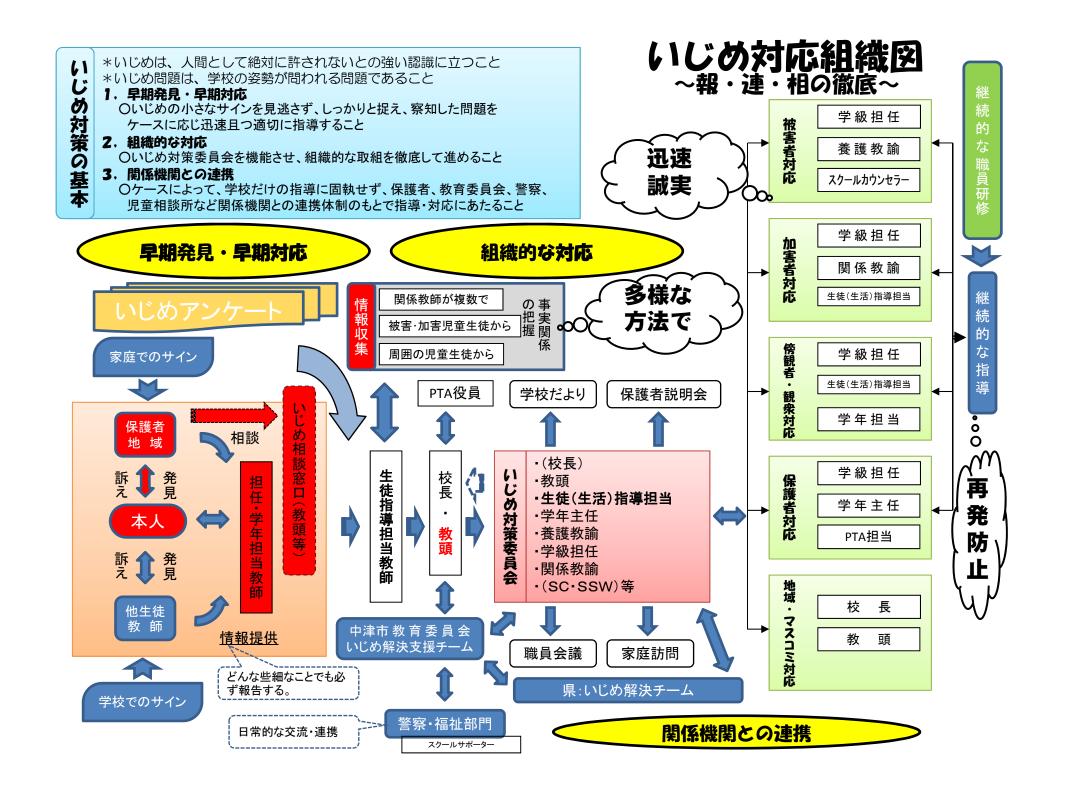
「自分が解決しなければ…」 「迷惑はかけられない…」 「相談するのではなく、相談される立場だから…」 「他の業務が忙しそう…」etc.

抱え込みを防ぐために

## 学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

① 教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

※「抱え込み」が許されないことの法的根拠。



## 組織的な対応の実際

- □ 週1回の情報交換
- 口 役割分担

(当該児対応、学級、家庭訪問、保護者対応等)

- □情報メモ
- ロー校内見守り

校内いじめ対策委員会

記録を残す!

②いじめ事案の初期対応の具体的手立て

## いじめの対応

- 口 未然防止
- 口 早期発見・対応
- 口 重大事態対応
- 口 再発防止

### 早期発見の取組

## <基本>

- □ ささいな変化(サイン)に気づく
- □ 気づいた情報を共有

## サイン

#### 【子ども集団の様子】

- ・日常的なからかい
- ふざけ合い
- ・プロレスごっこ
- ・乱暴な言葉遣い
- 使い走りをさせられている子がいる
- ・わざと一緒にはしゃ いでいるように見え る

#### 【個人の行動変化】

- ・元気がない
- ・遅刻、欠席しがち
- ・休み時間に一人
- ・保健室によく行く
- ・体調不良を訴える

#### 【個人に起こるできごと】

- 服が汚れている
- ・靴の跡がついている
- 持ち物がなくなる
- ・物が壊される
- •落書きされる
- ・発言に笑いが起きる

## 早期発見の取組

くサインに気づくためには>

- □ 観察
- 口日記、生活ノート
- ロ 児童生徒、保護者とのコミュニケーション
- ロ 教職員どうしのコミュニケーション
- ロ アンケート 等

今まで当たり前に、あるいは何気なくやってきていることを

## 意識的に行うことが大切!

## ネガティブ・リスニング

- 相手の目を見ない
- 無表情
- 無言
- 対面(位置)

- ・趣味の話
- •20秒
- ・話し手に「どんな感じでしたか」と質問

実際には、無意識のうちにこんな聞き方をしていることがある。

- ・忙しくて余裕がないとき
- あまり好きでない人が話しているとき
- ・油断して他のことを考えているとき

## アクティブ・リスニング

- 相手と目を合わす
- 感情の入った表情で聞く
- 「あいずち」を声に出す
- キーワードを繰り返す
- 途中で思いつきの質問をしない
- 斜め(位置)

- ・近頃楽しかった話
- •30秒
- 話し手に「どんな感じでしたか」と質問

## <いじめ発見後の対応>

対象:いじめられた児童生徒

:いじめた児童生徒

:周りの児童生徒

:保護者

初期対応

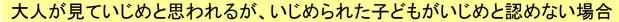
短期対応

長期対応

- ①大人が発見した場合
- ②子どもから訴えがあった場合
- ③保護者から訴えがあった場合

#### ①いじめと思われる場面を見つけたとき

大人がいじめを見つけ、 子どももいじめと感じてい る場合





・自分が弱いと認めたくない・仕返しが怖い・大人が関わっても解決しないと 思っている・親に心配をかけたくないなどの理由から



子どもの気持ちを尊重しながら、「どういうことがいじめなのか」を子どもに説明し、これまでとは違う友だちとの関係を作っていけるよう一緒に考えていきます。



子どもが「内緒にしてほしい」と言う場合があります。その時は、内緒にしてほしいという子どもの気持ちを尊重し、 解決するために必要なことをその子どもとよく話し合った上で、教師や学校は動くようにします。



#### 情報収集

・教師間やスクールカウンセラー(SC)等の間で情報交換を行います。・子どもたちに事実関係の確認を行います。 具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。



情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

#### ②子どもからいじめの訴えがあったとき

周囲の子どもからの訴えの場合

⇒話せた勇気を受け止め、「解決すること」を約束 します。 いじめられた子どもからの訴えの場合

⇒「よく打ち明けてくれた」と話せた勇 気を受け止め「あなた を守る」ことを 約束します。

子どもからの訴えを聴くときの留意点は?

問題の切迫性が高い時は?

⇒その日のうちに必ず話を聴く時間を作ります。または、他の教師に依頼するなどの方法を検討します。

大人は、いかなる場合でも真剣な態度でじっくり話を聴きます。・訴えの内容の軽重(ちょっとしたからかい、子ども同士で解決できそうな内容、など)・普段のその子どもへの印象(いじめられるタイプではない、いつも訴えが多い子である、など)に影響されないことが重要です。

子どもが「内緒にしてほしい」と言う場合があります。その時は、内緒にしてほしいという子どもの気持ちを尊重し、 解決するために必要なことをその子どもとよく話し合った上で、教師や学校は動くようにします。

#### 情報収集

・教師間やスクールカウンセラー(SC)等の間で情報交換を行います。・子どもたちに事実関係の確認を行います。 具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。

情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

#### ③保護者からいじめの訴えがあったとき

保護者からの訴えを聴くときの留意点は?

訴えを真摯に聴き、保護者の心配や怒りの気持ちを受け止めます。

保護者は学校以外の場面での子どもの状態を把握しています。教員は学校で接している子どもの様子に惑わされないよう聴きます。保護者は子どもから情報を得やすいものの、客観的な情報は得にくい立場なので、保護者と学校で情報をすりあわせ、事実の確認作業をすることが大切です。

保護者が学校に話に来る決断をしたことの重みを受け止め、いじめの重さや緊急性を考えます。

⇒ 保護者からの訴えを聴くことで、子どもをいじめから守るために、学校と家庭が連携して取り組むことが可能になります。

早急に学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示します。(すぐに対策が決定できない時は、暫定的に取り組めること、中長期的に検討を重ねてから決断することなどに対応方策を分けることも考えられます。それらを分けて具体的に説明し、無策であると落胆されないようにしましょう。) 対応策についての期限を約束します。(決定を出すまでの期間についても同様です。) 次回の話し合いを行う約束をします。

保護者が「内緒にしてほしい」と言う場合があります。そのときは内緒にしてほしいという保護者の気持ちを尊重し、 その保護者と解決するために必要なことをよく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は動く ようにします。

#### 情報収集

情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

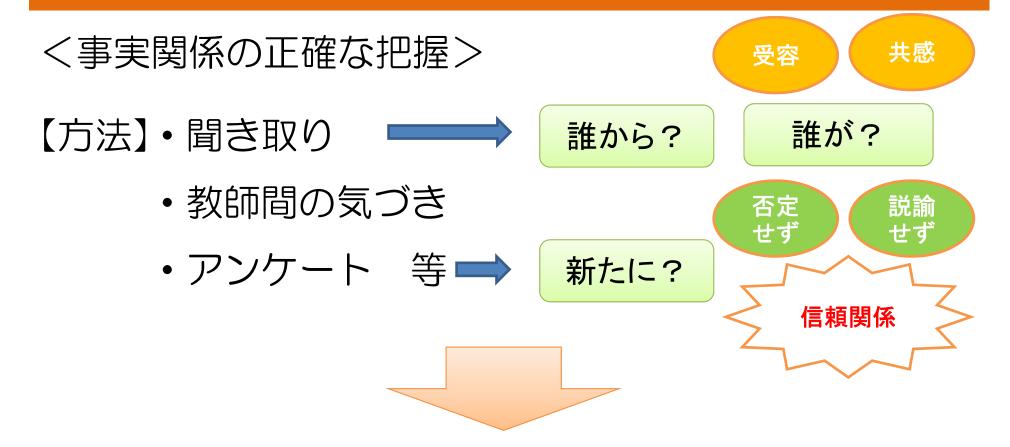
<初期対応のポイント>

緊急性があるか?

事実関係の正確な把握

安全確保と心のケア

関係者への報告・連絡・相談

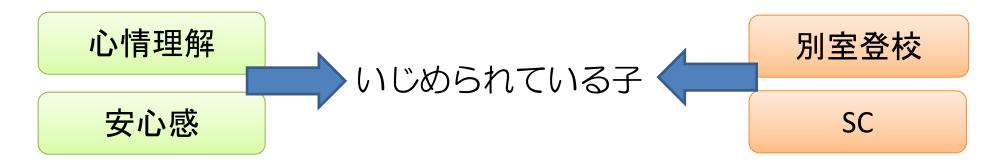


5W1H(いつ、どこで、誰が、何をされた(した)か)を落とさない

時系列に整理

## <安全確保と心のケア>

緊急性や深刻さを考慮し、状況によっては、

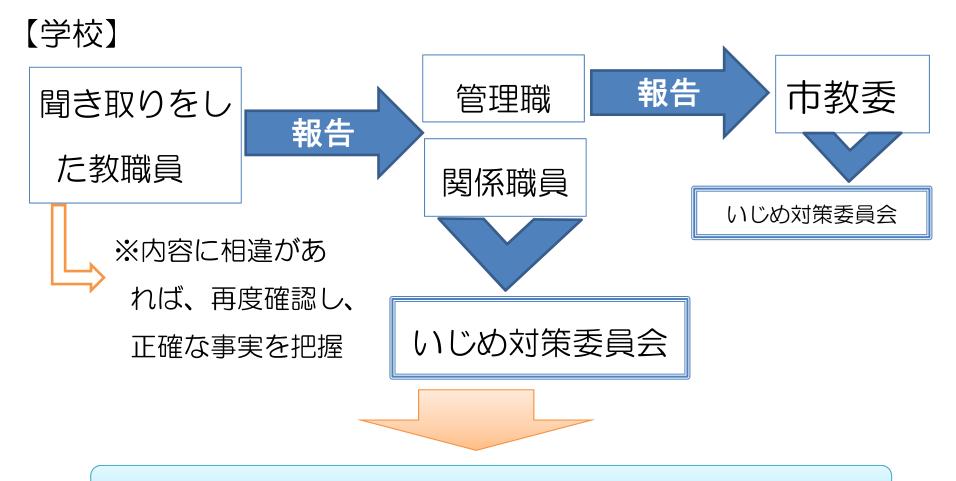


「あなたを必ず、守りぬく。」ということをはっきり伝える



※ただし、本人が適切な判断ができない場合もある。

<関係者への報告・連絡・相談>



報告(相談)を速やかに行うことで、組織的に支援ができる。

## <関係者への報告・連絡・相談>

### 【保護者】

#### 【被害 保護者】

わが子がいじめを受けて つらい思いをしているこ とを知ったときの保護者 の心情を十分理解し、誠 意ある対応をすることが 大切である。

新しい事実がわかったときや学校の指導方針は逐次報告する。

学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、児童生徒の変容を把握するよう努める。

#### 【加害 保護者】

事実関係及び今後の学校・学級としての対応や 指導の内容・方法を、 正確かつに丁寧に直接 伝える。

問題の発生を子どもの 成長の契機と捉え、保護 者との信頼関係を築きな がら協働して問題の解 決に当たる。暴力や金 銭強要を含む行為につ いては、毅然とした対応 が必要である。

#### 【他の 保護者】

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応・配慮を行う。

説明会等を実施する必要がある場合は、期間を 置かず早急に行い、学 校への不信感が生じな いよう十分に配慮する。

<関係者への報告・連絡・相談>

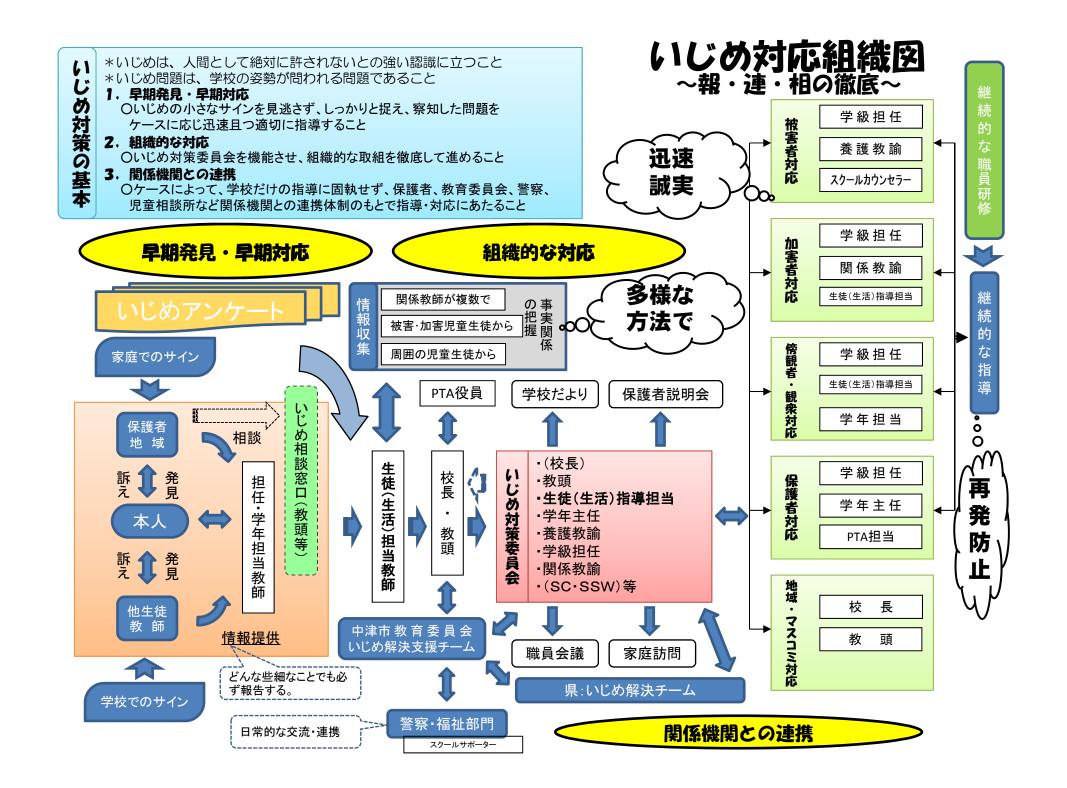
【保護者】

【被害 保護者】

【加害 保護者】

【他の 保護者】

- 口それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意を持って対応する。
- 口保護者と直接会って、事実を正確に伝える。
- 口できるかぎり、管理職・学年主任等、複数で対応する。
- ロー回限りとせず保護者との情報交換を継続し誠意を伝える努力をする。
- □ 伝えるべき内容は、分かりやすい言葉で明確に自信を持っ て伝える。



## まとめ

## おわりに

相談したり、議論したりすることが、研修になり、組織強化につながる。

いじめ事案に対して、組織が強化されるということは、それだけよりよい支援ができるということ!